

佐世保市自主防災会育成指導及び防災用品助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び佐世保市地域防災計画に基づいて組織された自主防災会に対して防災用品の助成及び育成指導について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、自主防災会とは原則として佐世保市内の町内自治会等を組織単位として、地域住民の隣保協同の精神に基づき結成され、地震・風水害、火災及びその他の災害の防止に努めるとともに、その被害を軽減するための活動を行う団体として、市長が認めたものをいう。

(育成指導の方針)

第3条 自主防災会の育成にあたっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害時の情報収集及び伝達体制の確立、警戒避難体制の確立及び災害発生の際に必要な防災活動が行われるように指導する。

(育成指導の業務分担)

第4条 自主防災会の育成指導及び事務手続きは、原則として防災危機管理局及び各消防署が行い、下表に掲げる業務を分担する。

なお、下表の業務内容以外の訓練を行う必要がある場合は、その内容に応じて防災危機管理局の調整で担当部署を決定するものとする。

担当部署	業務内容
防災危機管理局	(1) 自主防災会の結成促進に関すること。 (2) 自主防災会の結成に係る企画、立案及び助成に関すること。 (3) 自主防災会及び各消防署を含む他の機関との連絡調整に関すること。 (4) 自主防災会のリーダー研修会などの開催に関すること。 (5) 複数の自主防災会が各消防署の協力を得て実施する訓練及び防災集会等開催の場合の連絡調整に関すること。
各消防署	(1) 自主防災会の結成促進に関すること。 (2) 自主防災会のリーダー研修会などの開催時に係る指導に関

	<p>すること。</p> <p>(3) 自主防災会の訓練指導に関すること。(防災危機管理局の項第4号に係るものを除く。)</p> <p>(4) 防災集会等に係る指導に関すること。</p>
--	---

2 防災危機管理局及び各消防署は、前項に規定する業務を積極的に実施するとともに、相互に協力しなければならない。

3 防災危機管理局及び各消防署以外の課は、指導内容の必要性に応じて、相互に協力しなければならない。

(結成)

第5条 自主防災会を結成した町内自治会等は、自主防災会結成届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(助成)

第6条 自主防災会の活動を促進するため、予算の範囲内において、別表に定める防災用品助成基準額に応じた防災用品及びリヤカー1台を現物で支給する。

2 助成は、一の自主防災会につき1回限りとする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする自主防災会は、防災用品助成申請書(様式2号)及び防災用品再助成申請書(様式2号の2)を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第8条 市長は、前条の申し出があったときは、速やかに自主防災会結成届及び防災用品助成申請書並びに防災用品再助成申請書を審査し、相当と認めるときは、助成を決定し、防災用品助成決定通知書(様式3号)及び防災用品再助成決定通知書(様式3号の2)により通知する。

(受領書)

第9条 防災用品を受領した自主防災会は、品名及び数量等を確認し、速やかに防災用品助成受領書(様式4号)及び防災用品再助成受領書(様式4号の2)を市長に提出しなければならない。

(防災用品の管理)

第10条 助成を受けた自主防災会は、その防災用品の適正な維持管理に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行年月日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 佐世保市自主防災組織結成奨励補助金交付要綱（平成11年6月23日）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の第6条第1項の規定により防災用品の助成を受けた自主防災会に対する改正後の第6条第1項の規定に基づくリヤカーの支給については、同条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この要綱の施行の際現に結成されている自主防災会については、第7条の規定による助成の申請に係る手続を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

別 表（第6条関係）

防災用品助成基準額

世帯数	防災用品助成限度額
99世帯以下	15,000円以内
100世帯～599世帯	20,000円以内
600世帯～999世帯	25,000円以内
1,000世帯以上	30,000円以内